

○沖縄県立看護大学学則

平成 11 年 3 年 30 日

沖縄県規則第 24 号

| | | |
|----|--------------------------|----------------------------|
| 改正 | 平成 13 年 3 月 16 日規則第 16 号 | 平成 13 年 12 月 25 日規則第 107 号 |
| | 平成 14 年 3 月 29 日規則第 7 号 | 平成 15 年 3 月 31 日規則第 32 号 |
| | 平成 16 年 1 月 16 日規則第 1 号 | 平成 16 年 3 月 19 日規則第 13 号 |
| | 平成 17 年 3 月 31 日規則第 46 号 | 平成 18 年 8 月 4 日規則第 73 号 |
| | 平成 19 年 6 月 8 日規則第 68 号 | 平成 20 年 2 月 27 日規則第 4 号 |
| | 平成 21 年 3 月 30 日規則第 26 号 | 平成 22 年 4 月 9 日規則第 28 号 |
| | 平成 23 年 4 月 5 日規則第 38 号 | 平成 24 年 3 月 30 日規則第 20 号 |
| | 平成 27 年 3 月 17 日規則第 11 号 | |

目 次

| | |
|--------|---|
| 第 1 章 | 目的（第 1 条） |
| 第 2 章 | 組織（第 2 条－第 5 条） |
| 第 3 章 | 職員組織（第 6 条） |
| 第 4 章 | 名誉教授（第 7 条） |
| 第 5 章 | 教授会（第 8 条） |
| 第 6 章 | 修業年限及び在学期間（第 9 条・第 10 条） |
| 第 7 章 | 学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条） |
| 第 8 章 | 入学、転学及び留学（第 14 条－第 26 条） |
| 第 9 章 | 教育課程、履修方法等（第 27 条－第 34 条） |
| 第 10 章 | 休学、復学、退学及び除籍（第 35 条－第 39 条） |
| 第 11 章 | 卒業及び学位（第 40 条・第 41 条） |
| 第 12 章 | 賞罰（第 42 条・第 43 条） |
| 第 13 章 | 別科助産専攻（第 44 条－第 50 条） |
| 第 14 章 | 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生 （第 51 条－第 54 条） |
| 第 15 章 | 授業料等（第 55 条） |
| 第 16 章 | 公開講座（第 56 条） |
| 第 17 章 | 自己評価等（第 57 条） |

第 18 章 雑則（第 58 条）

附則

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成するとともに、看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践し、人々の健康と福祉の向上に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。

第 2 章 組織

（学部、学科、入学定員及び収容定員）

第 2 条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|------|------|------|
| 看護学科 | 80名 | 320名 |

（別科助産専攻、入学定員及び収容定員）

第 2 条の 2 本学に、別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、20名とする。

（大学院）

第 2 条の 3 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館）

第 3 条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（事務局及び学生部）

第 4 条 本学に、事務局及び学生部を置く。

（内部組織等）

第 5 条 事務局、学生部、看護学部、別科助産専攻及び附属図書館の内部組織及び職制に関する事項は、沖縄県行政組織規則（昭和 49 年沖縄県規則第 18 号）に定めるところによる。

第 3 章 職員組織

（職員組織）

第 6 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を総督する。

- 3 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 4 学生部に部長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 5 看護学部 to 学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

第4章 名誉教授

(名誉教授)

第7条 本学に、学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。
- 3 学長が必要と認めたときは、教授会の組織に准教授、講師及びその他の職員を加えることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 本学（看護学部に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第10条 学生（看護学部の学生に限る。以下この章から第11章までにおいて同じ。）は、8年を超えて在学することができない。

- 2 第21条から第23条までの規定により入学した学生の在学期間は、当該学生の入学後の在学すべき年数の2倍を超えることができない。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 11 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 12 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

- (1) 前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 13 条 次の各号に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 5 月 15 日
- (4) 慰霊の日 6 月 23 日
- (5) 春季休業日 3 月 15 日から 3 月 31 日まで
- (6) 夏季休業日 8 月 15 日から 9 月 30 日まで
- (7) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

2 学長は、必要がある場合は、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

第 8 章 入学、転学及び留学

(入学時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 21 条から第 23 条までの規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した

者を含む。)

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続)

第 16 条 本学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書に、入学考査料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 17 条 入学志願者に対しては、学長が別に定めるところにより選考を行う。

(合格者の決定)

第 18 条 学長は、前条の選考の結果に基づき、教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第 19 条 前条の規定による合格者で、本学に入学しようとするものは、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第 20 条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成 10 年沖縄県条例第 33 号）第 13 条の規定に基づき入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(編入学)

第 21 条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者で、本学に編入学を志願するものがあるときは、第 2 条第 2 項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 132 条の規定に該当する者

(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条の規定に該当する者

(転入学)

第 22 条 学長は、他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願するものがあるときは、第 2 条第 2 項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第 23 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、再入学を志願するものがあるときは、第 2 条第 2 項に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第 38 条の規定により退学した者

(2) 第 39 条第 5 号及び第 7 号の規定により除籍された者

(編入学、転入学及び再入学者の既修得単位の認定等)

第 24 条 前 3 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学)

第 25 条 他の大学へ転学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 26 条 外国の大学又は短期大学に留学を志願しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生を外国の大学又は短期大学に留学させることができる。

3 学長は、前 2 項の規定により留学した期間については、第 40 条に定める在学期間に含めることができる。

第 9 章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第 27 条 授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 28 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 29 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業科目の履修の認定及び成績の評価)

第 30 条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として学期末に試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、随時行う試験、出席及び学修状況等により判定する。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業科目の成績に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 32 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て 30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 34 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 10 章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 35 条 病気その他の理由により 2 月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気のため休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対し、必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 36 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めるときは、1 年を超えない範囲内で休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、引き続いて 2 年、通算して 4 年を超えることができない。

3 第 21 条から第 23 条までの規定により入学した学生の休学期間は、当該入学後の在学すべき年数を超えることができない。

4 休学期間は、第 9 条に規定する修業年限及び第 10 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第 38 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第 10 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第 36 条第 2 項又は第 3 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 入学料の減免を不許可とされた者又は入学料の減額を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (7) 授業料の納付を怠り、かつ、督促してもなお納付しない者

第 11 章 卒業及び学位

(卒業)

第 40 条 学長は、本学に 4 年（第 21 条から第 23 条までの規定により入学した者に

については、第 24 条の規定により定められた在学すべき年数) 以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第 41 条 本学を卒業した者には、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 42 条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 43 条 学長は、この学則その他学内諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 13 章 別科助産専攻

(修業年限及び在学期間)

第 44 条 別科助産専攻の修業年限は 1 年とする。

2 別科助産専攻の学生は、2 年を超えて在学することができない。

(入学時期)

第 45 条 別科助産専攻の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 46 条 別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 学校教育法第 90 条第 1 項に規定する入学資格を有する者
- (2) 看護師免許を有する者又は入学時において看護師国家試験に合格した者
(編入学、転入学及び再入学)

第 47 条 別科助産専攻への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(授業科目)

第 48 条 別科助産専攻の授業科目及び単位数は、別表第 2 のとおりとする。

2 別科助産専攻の授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(修了)

第 49 条 学長は、別科助産専攻に 1 年以上在学し、所定の教育課程を修了した者には 教授会の議を経て修了を認定する。

2 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(準用)

第 50 条 別科助産専攻の運営については、この章に定めるもののほか、第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 20 条まで、第 28 条第 1 項、第 29 条から第 31 条まで、第 35 条、第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 37 条、第 38 条並びに第 39 条（第 3 号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 2 項中、「2 年、通算して 4 年」とあるのは「1 年又は通算して 1 年」と、第 39 条第 2 号中「第 10 条」とあるのは「第 44 条 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 14 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人特別学生

(研究生)

第 51 条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究を願い出る者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第 53 条 学長は、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、本学において、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人特別学生)

第 54 条 学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て外国人特別学生として入学を許可することができる。

2 外国人特別学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 15 章 授業料等

(授業料等)

第 55 条 授業料、聴講料、受講料、入学考査料及び入学料の徴収については、沖縄

県立看護大学授業料等の徴収に関する条例に定めるところによる。

第 16 章 公開講座

(公開講座)

第 56 条 本学の研究成果を広く社会に還元するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 17 章 自己評価等

(自己評価等)

第 57 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己評価等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 18 章 雑則

(委任)

第 58 条 この規則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度における収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 平成 11 年度 | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 収容定員 | 80 名 | 160 名 | 240 名 |

3 平成 11 年度の入学生に係る入学の許可については、第 20 条の規定にかかわらず、この規則の施行前に本学の開学準備事務として行った選考の結果に基づく合格者で、入学手続を完了したものに対して行う。

ただし、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成 11 年沖縄県規則第 6 号）附則第 2 項の規定に基づき入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 16 日沖縄県規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 25 日沖縄県規則第 107 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日沖縄県規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日沖縄県規則第 32 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 16 日沖縄県規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日沖縄県規則第 13 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条、第 21 条、第 23 条、第 39 条及び第 43 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日沖縄県規則第 46 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 4 日沖縄県規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 8 日規則第 68 号改正）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の沖縄県立看護大学学則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 3 項の規定並びに第 2 条の規定による改正後の沖縄県立看護大学大学院学則第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日規則第 4 号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行後最初に別科助産専攻の学生として入学しようとする者の入学許可については、改正後の沖縄県立看護大学学則第 50 条において準用する同規則第 20 条の規定にかかわらず、この規則の施行前に別科助産専攻の設置に係る準備事務として行った選考の結果に基づく合格者で、入学手続きを完了した者に対して行う。ただし、沖縄県立看護大学条例及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年沖縄県条例第 3 号）附則第 2 項の規定により同条第 2 条の規定による改正後の沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成 10 年沖縄県条例第 33 号）の規定の例によることとされた入学料の徴収に関し、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成 11 年沖縄県規則第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 9 日沖縄県規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 5 日沖縄県規則第 38 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の沖縄県立看護大学学則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学するものから適用し、同日前に入学したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日沖縄県規則第 20 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の沖縄県立看護大学学則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日沖縄県規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。